

報告項目	報告内容
被処分者の氏名 又は法人名称	竹 田 紘 己
登録番号又は法人番号	1 1 0 8 1 4 9 3
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	竹田紘己行政書士事務所
事務所所在地	東京都北区赤羽西 1 - 3 9 - 8 コーポ 遠山 201
処分年月日	令和 7 年 1 月 2 9 日（理事会議決日）
処分内容（種類）	廃業の勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。） （東京都行政書士会会則第 2 3 条第 1 項第三号）
上記処分をした理由	被処分者は、在留資格変更許可申請に際して、実際の職務内容とは異なる内容の申請書及び採用理由書等の添付資料を作成し、2 度にわたり東京出入国在留管理局に対し申請取次ぎをするなど、行政書士としての信用を害し、依頼人に多大な損害を与えた。また、申請取次業務における法令遵守意識が極めて希薄で、真摯に反省していないことが認められる。 以上の理由から上記の処分を科す。
上記処分の根拠となった 法令及び会則の条文	一 行政書士法第 1 0 条（行政書士の責務） 二 行政書士法第 1 3 条（会則の遵守義務） 三 行政書士法施行規則第 9 条第 1 項（法令又は依頼人の趣旨に反する書類の作成） 四 日本行政書士会連合会会則第 5 9 条（責務） 五 東京都行政書士会会則第 1 8 条第 1 項（会員の責務） 六 東京都行政書士会倫理規程第 3 条第 2 項、第 7 条（虚偽の事実の作出の禁止）